

守谷市官民競争入札等監理委員会設置条例

平成 23 年 3 月 23 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項に規定する合議制の機関として守谷市官民競争入札等監理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共サービスに関して優れた識見を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第 5 条 委員会は、法の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 53 年守谷町条例第 6 号)の一部を次のとおり改正する。

[次のよう] 略